

兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第12号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 浴場業の許可手続等を定める規則等の一部を改正する規則（生活衛生課）	1

公布された法令のあらまし

●浴場業の許可手続等を定める規則等の一部を改正する規則（規則第16号）

公衆浴場法基準条例等の一部改正により、営業者が講じなければならない措置等は規則で定める基準によることとされることに伴い、レジオネラ症その他の感染症の発生の防止等を図るため、次に掲げる規則について、浴槽等において供給する水に係る基準を定める等所要の整備を行うこととした。

- 1 浴場業の許可手続等を定める規則
- 2 旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則
- 3 興行場規則

規 則

浴場業の許可手続等を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第16号

浴場業の許可手続等を定める規則等の一部を改正する規則

(浴場業の許可手続等を定める規則の一部改正)

第1条 浴場業の許可手続等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第71号）の一部を次のように改正する。

様式中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

題名を次のように改める。

公衆浴場規則

第4条の次に次の1条を加える。

(公衆浴場について講ずべき措置の基準)

第4条の2 条例第4条第1項に規定する規則で定める基準は、別表のとおりとする。

第5条中「条例第4条第1項第22号の2ア又は第2項第14号ア」を「別表の第1の7の(3)のア又は第2の10の(3)のア」に、「同条第1項第1号」を「同表の第1の7の(1)」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条の2関係）

第1 一般公衆浴場に係る基準

1 脱衣室に係る基準

- (1) 出入口の幅は、0.9メートル以上とし、出入口には、開き戸以外の戸を設けること。
- (2) 換気のための窓、機械換気設備等を設け、換気を行い、空気を清浄に保つこと。
- (3) 照明設備を設け、床面において50ルクス以上の照度を保つこと。
- (4) 脱衣に支障のない温度を保つこと。
- (5) 男女の脱衣室各9平方メートル以上の床面積と2.1メートル以上の天井の高さが確保されていること。ただし、1の家族その他の団体ごとに専用で利用させる脱衣室にあっては、この限りでない。
- (6) 適当な場所に洗面設備を設けること。ただし、1の家族その他の団体ごとに専用で利用させる脱衣室にあっては、この限りでない。

- (7) 洗面設備を設ける場合は、その洗面設備において供給する水は、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）を原則とし、水道水以外の水を使用するときは、消毒し、毎年2回以上水質検査を受け、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。
- (8) 衣類その他の携帯品を各自安全に保管することのできる設備を設け、これらの携帯品が紛失しないように注意すること。
- (9) 入浴料並びに知事が特に指示した事項及び入浴者の心得なければならない事項を、入浴者の見やすい箇所に掲示すること。
- 2 番台等に係る基準
- (1) 番台を設ける場合は、これを男女の脱衣室の境界に設け、浴室の出入口の戸は、番台から見通すことができるようにし、境界に通り口を設けるときには、番台の前面に接するようにし、相互の見通しのできないようにすること。
- (2) 番台を設けない場合は、男女の脱衣室への出入りの状況を見通すことができる場所に適正な利用の状況を把握するための設備を設け、脱衣室及び浴室の見やすい場所に急病者の発生その他の不測の事態を営業者に知らせるための通報装置を設けること。
- 3 浴室に係る基準
- (1) 1の(1)から(3)までに掲げる基準に該当すること。
- (2) 入浴に支障のない温度を保つこと。
- (3) 床面積を男女の浴室各12平方メートル以上、天井の高さを最低部において床面から2.1メートル以上とし、適当な勾配を設ける等天井から水滴が落下しないようにすること。ただし、1の家族その他の団体ごとに専用で利用させる浴室にあっては、この限りでない。
- (4) 床面は、耐水材料で造り、100分の1以上の勾配を設け、汚水が停滞せず、完全に排水できるようにすること。
- (5) 床面積（浴槽部分を除く。）4平方メートルにつき、上り用水の水栓及び上り用湯の湯栓を各1個以上又は上り用水及び上り用湯が同時に供給することのできる混合栓（以下「混合栓」という。）を1個以上設け、かつ、水栓及び湯栓又は混合栓に水又は湯の区別を標示すること。
- (6) 内のり面積2.1平方メートル以上、深さ0.5メートル以上であって、汚水が流入しない構造の浴槽を設けること。
- 4 浴槽に係る基準
- 浴槽水を浴槽外に設置したろ過器でろ過し、これを浴槽に循環させて浴槽水の清浄を保つ装置（以下「循環ろ過装置」という。）を設けたときは1月に1回以上、循環ろ過装置を設けないときは毎日、洗浄すること。
- 5 循環ろ過装置に係る基準
- ろ過器は、1週間に1回以上洗浄して汚れを排出すること。
- 6 浴用の水及び湯に係る基準
- (1) 次に定める水質基準を保つこと。
- ア 原水、原湯、上り用水及び上り用湯に係る水質基準は、次の(ア)から(カ)までに掲げる項目について、それぞれ(ア)から(カ)までに定める基準とする。ただし、(カ)の水質基準については、循環ろ過装置を設けて1日以上浴槽水の入替えを行わない場合で、気泡発生装置、ジェット噴射装置等空気中に浮遊する微小な液体の粒子を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を浴槽に設けたときに限る。
- (ア) 色度 5度以下であること。
- (イ) 濁度 2度以下であること。
- (ロ) PH値 5.8以上8.6以下であること。
- (エ) 過マンガン酸カリウム消費量 1リットルにつき10ミリグラム以下であること。
- (ウ) 大腸菌群 50ミリリットル中に検出されないこと。
- (カ) レジオネラ属菌 100ミリリットルにつき10個未満であること。
- イ 浴槽水に係る水質基準は、次の(ア)から(エ)までに掲げる項目について、それぞれ(ア)から(エ)までに定める基準とする。ただし、(エ)の水質基準については、循環ろ過装置を設けて1日以上浴槽水の入替えを行わない場合で、気泡発生装置等を浴槽に設けたときに限る。

- (7) 濁度 5度以下であること。
 - (4) 過マンガン酸カリウム消費量 1リットルにつき25ミリグラム以下であること。
 - (6) 大腸菌群 1ミリリットルにつき1個以下であること。
 - (5) レジオネラ属菌 100ミリリットルにつき10個未満であること。
- (2) (1)の水質基準に適合しているかどうかについて、年1回以上水質検査を行い、その結果を3年以上保存すること。
- (3) 十分供給するようにし、かつ、浴槽の湯及び上り用湯は、常に摂氏38度以上に保つこと。
- 7 風紀に係る基準
- (1) 脱衣室及び浴室その他の入浴設備（以下「浴室等」という。）は、男女を区別し、その境界には、高さ1.8メートル以上の隔壁を設け、相互に、かつ、外部から見通しのできないようにすること。ただし、1の家族その他の団体ごとに専用で利用させる脱衣室及び浴室等（以下「家族風呂等」という。）については、男女を区別する構造とすることを要しない。
 - (2) 10歳以上の男女を混浴させないこと。
 - (3) (2)にかかわらず、家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。
 - ア 夫婦の場合
 - イ 親とその10歳未満の子の場合
 - ウ 介助を要する者のための家族の場合
- 8 その他の措置の基準
- (1) 適当な場所に男女を区別して、流水式手洗設備を有する便所を設け、常に清潔に保つこと。この場合において、流水式手洗設備において供給する水は、水道水を原則とし、水道水以外の水を使用するときは、消毒し、毎年2回以上水質検査を受け、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。
 - (2) 履物類を各自安全に保管することのできる設備を設け、履物類が紛失しないように注意すること。
 - (3) 常に施設の内外を清掃し、清潔に保つとともに、ねずみ、昆虫等の駆除に努めること。
 - (4) タオル、くし、かみそり等を貸与する場合は、かみそりにあつては未使用のもの、その他のものにあつては未使用のもの又は消毒がされ、清潔に保たれたものを入浴者1人ごとに貸与すること。
 - (5) 浴槽内でのタオル等の使用又は洗い湯での洗濯をさせないこと。
 - (6) 泥酔者及び付添人のない高齢者、幼児等で危険と認められるものを入浴させないこと。
 - (7) 第2の1から3までに定める設備を併設したときのその設備は、それぞれ第2の1から3までに掲げる基準に該当すること。
- 第2 その他の公衆浴場に係る基準
- 1 熱気等を使用する入浴設備に係る基準
- (1) 入浴者が、熱気等を使用して入浴する室（以下「熱気室」という。）内の温度を外部から識別することができるようにすること。
 - (2) 熱気室の熱気等の放出口その他の放熱設備は、直接入浴者の身体に接しないようにすること。
 - (3) 熱気室の適正な利用温度を入浴者の見やすい箇所に掲示すること。
 - (4) 外部から熱気室内が見通すことができること。
 - (5) 熱気室にシャワー又は浴槽を付設すること。
- 2 屋外に浴槽を設置して入浴させる設備（以下「露天風呂」という。）に係る基準
- (1) 汚水が浴槽内に流入しない構造とすること。
 - (2) 脱衣室又は浴室から露天風呂又はこれに附帯する通路に、直接出入りできるようにすること。
- 3 温泉等を使用する入浴設備に係る基準
- 温泉等を使用する入浴設備は、浴室にシャワー又は浴槽を設けること。
- 4 脱衣室に係る基準
- (1) 第1の1の(2)から(4)まで及び(6)から(9)までに掲げる基準に該当すること。
 - (2) 適当な広さの床面積と2.1メートル以上の天井の高さが確保されていること。ただし、1の家族その他の団体ごとに専用で利用させる脱衣室にあつては、この限りでない。
- 5 番台等に係る基準
- 施設の出入口付近に設備を設け、施設の利用状況を確認すること。
- 6 浴室に係る基準
- (1) 第1の1の(2)及び(3)並びに3の(3)及び(4)に掲げる基準に該当すること。

- (2) 適当な数の上り用水の水栓及び上り用湯の湯栓又は混合栓を設け、かつ、水栓及び湯栓又は混合栓に水又は湯の区別を標示すること。
- (3) 温泉等を使用する施設、厚生施設、福祉施設等に設けられた浴室には、内のり面積2.1平方メートル以上、深さ0.5メートル以上であって、汚水が流入しない構造の浴槽を設けること。
- 7 浴槽に係る基準
第1の4に掲げる基準に該当すること。
- 8 循環ろ過装置に係る基準
第1の5に掲げる基準に該当すること。
- 9 浴用の水及び湯に係る基準
第1の6に掲げる基準に該当すること。ただし、浴用の水及び湯に温泉等を使用する場合は、第1の6の(1)のアの(カ)及びイの(エ)の水質基準を除き、この限りでない。
- 10 風紀に係る基準
 - (1) 脱衣室及び浴室等（水着の着用を義務付けている浴室等を除く。以下(1)において同じ。）は、男女を区別し、その境界には、高さ1.8メートル以上の隔壁を設け、相互に、かつ、外部から見通しのできないようにすること。ただし、家族風呂等並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に設け、男女を利用時間で区別して計画的に利用に供する脱衣室及び浴室等については、男女を区別する構造とすることを要しない。
 - (2) 水着を着用して入浴する場合を除き、10歳以上の男女を混浴させないこと。
 - (3) (2)にかかわらず、家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。
 - ア 夫婦の場合
 - イ 親とその10歳未満の子の場合
 - ウ 介助を要する者のための家族の場合
- 11 その他の措置の基準
第1の8の(1)から(4)まで及び(6)に掲げる基準に該当すること。

備考1 原水とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

- 2 原湯とは、浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- 3 上り用水とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- 4 上り用湯とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- 5 浴槽水とは、浴槽内の湯水をいう。
- 6 浴用の水及び湯とは、原水、原湯、上り用水、上り用湯及び浴槽水をいう。

様式第1号（第2面）の部中「上水道・井戸水等」を「水道水・その他」に、「上り用水栓」を「上り用水の水栓」に、「上り用湯栓」を「上り用湯の湯栓」に、「こう配」を「勾配」に、

「

流水式手洗設備	有 ・ 無
流水式手洗設備	有 ・ 無

」

を

「

流水式手洗設備 及びその供給水	有 ・ 無 水道水・その他 (飲用適・不適)
--------------------	------------------------------

」

に改める。

(公衆浴場規則の一部改正)

第2条 公衆浴場規則の一部を次のように改正する。

第5条中「別表の第1の7の(3)のア又は第2の10の(3)のア」を「別表の第1の8の(3)のア又は第2の11の(3)のア」に、「同表の第1の7の(1)」を「同表の第1の8の(1)」に改める。

別表の第1の4中「1月」を「1週間」に改め、「毎日」の右に「、完全に排水した後」を加え、同表の第

1の5を次のように改める。

5 循環ろ過装置に係る基準

- (1) 循環ろ過装置を設ける場合は、その構造設備を次のとおりとすること。
 - ア 浴槽水がろ過器内に入る前の位置に、集毛器及び塩素系薬剤の注入口又は投入口（塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒を行う場合に限る。）が設けられていること。
 - イ 浴槽水を循環させるための配管は、打たせ湯及びシャワーの配管と接続していないこと。
- (2) 循環ろ過装置を設ける場合は、次に定める措置を講ずること。
 - ア ろ過器は、1週間に1回以上洗浄して汚れを排出すること。
 - イ ろ過器及び浴槽水を循環させるための配管は、定期的に消毒すること。
 - ウ 集毛器は、毎日清掃すること。
 - エ 浴槽水は、遊離残留塩素を1リットルにつき0.2ミリグラム以上保持するように塩素系薬剤を使用して消毒を行い、その遊離残留塩素濃度を定期的に測定し、その記録を3年間保存すること。ただし、原水又は原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合等であつて、かつ、塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法で消毒を行う場合は、この限りでない。
 - オ 塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒を行う場合は、塩素系薬剤を浴槽水がろ過器内に入る前に注入又は投入すること。

別表の第1の6の(1)に次のただし書を加える。

ただし、アの水質基準は、水道水を使用する場合は、この限りでない。

別表の第1の6の(1)のアのただし書を次のように改める。

ただし、(ア)から(エ)までの水質基準は、原水、原湯、上り用水又は上り用湯に温泉等を使用する場合は、この限りでない。

別表の第1の6の(1)のアの(カ)中「100ミリリットルにつき10個未満である」を「検出されない」に改め、同表の第1の6の(1)のイのただし書を次のように改める。

ただし、(ア)及び(イ)の水質基準は、浴槽水に温泉等を使用する場合は、この限りでない。

別表の第1の6の(1)のイの(エ)中「100ミリリットルにつき10個未満である」を「検出されない」に改め、同表の第1の6の(2)中「水質基準」の右に「(循環ろ過装置を設けない浴槽の浴槽水にあつては、(1)のイの(エ)の水質基準を除く。)」を加え、「3年以上」を「3年間」に改め、同表の第1の8を同表の第1の9とし、同表の第1の7を同表の第1の8とし、同表の第1の6の次に同表の第1の7として次のように加える。

7 貯湯槽（原湯又は上り用湯を貯留する設備をいう。以下同じ。）に係る基準

- (1) 貯湯槽を設ける場合は、その貯湯槽内の湯の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上に保つ能力を有する加温装置が設けられていること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯の消毒設備が設けられていること。
- (2) 貯湯槽を設ける場合は、その貯湯槽内の湯の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯の消毒を行うこと。

別表の第2の9のただし書を削り、同表の第2の11中「第1の8の(1)」を「第1の9の(1)」に改め、同表の第2の11を同表の第2の12とし、同表の第2の10を同表の第2の11とし、同表の第2の9の次に同表の第2の10として次のように加える。

10 貯湯槽に係る基準

第1の7に掲げる基準に該当すること。

様式第1号（第2面）の部中

「

浴	面 積	男	㎡	出 入 口	幅	m
		女	㎡		構 造	
	上り用水の水栓	男	組	隔 壁 の 高 さ		m
		女	組	天 井 の 最 底 部 の 高 さ		m

室	上り用湯の湯栓		区別標示	有・無	水滴落下防止の構造又は設備		
	主	面 積	男	m ²	床面の構造	勾 配	
			女	m ²			
	浴	深 さ		m		材 料	
		汚 水 の 流 入		する・しない		照 明 設 備	lx
	槽	循 環 ろ 過 装 置		有・無		換 気 設 備	m ³ /h
気 泡 発 生 装 置 等		有・無		外 部 か ら の 見 通 し	可能・不可能		

を
「

浴	面 積	男	m ²	出 入 口	幅	m
		女	m ²		構 造	
上り用水の水栓	男		組	隔 壁 の 高 さ		m
	女		組	天 井 の 最 底 部 の 高 さ		m
上り用湯の湯栓		区別標示	有・無	水滴落下防止の構造又は設備		
主	面 積	男	m ²	床面の構造	勾 配	
		女	m ²		材 料	
浴	深 さ		m		照 明 設 備	lx
	汚 水 の 流 入		する・しない		外 部 か ら の 見 通 し	可能・不可能
循 環 ろ 過 装 置	循 環 ろ 過 装 置 の 有 無		有 (機) ・ 無			
	浴 槽 水 の 消 毒 方 法		塩素系薬剤 ・ その他 ()			
	塩 素 系 薬 剤 の 注 入 口 又 は 投 入 口		適・不適	集 毛 器	適 ・ 不 適	
	循 環 ろ 過 装 置 の 配 管 と 打 た せ 湯 及 び シ ャ ワ ー の 配 管 の 接 続					有 ・ 無
貯 湯 槽 の 消 毒 方 法		加 温 ・ 塩 素 系 薬 剤				

に改める。

(旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部改正)

第3条 旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則(昭和39年兵庫県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条の見出し中「の客室等」を削り、同条中「第2条第5号に規定する規則で定める」を「第2条の規定による規則で定めるホテル営業の施設の構造設備の」に改める。

第4条の見出し中「の客室等」を削り、同条中「第3条第2号に規定する規則で定める」を「第2条の規定による規則で定める旅館営業の施設の構造設備の」に改める。

第5条の見出し中「の客室等」を削り、同条中「第4条第2号に規定する規則で定める」を「第2条の規定による規則で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の」に改める。

第6条の見出し中「の客室等」を削り、同条中「第5条第2号に規定する規則で定める」を「第2条の規定による規則で定める下宿営業の施設の構造設備の」に改める。

第7条中「条例第2条第1号」を「第3条から第5条まで」に、「同号」を「別表第1の1の(1)並びに別表第2の1及び別表第3の1（別表第1の1の(1)に関する部分に限る。）」に改め、同条第1号中「別表第1の1の(1)」を「別表第1の1の2の(1)」に改め、同条第2号中「別表第2の1の(1)」を「別表第2の1の2の(1)」に、「別表第1の1の(1)」を「別表第1の1の2の(1)」に改め、同条第3号中「別表第3の1の(1)」を「別表第3の1の2の(1)」に、「別表第1の1の(1)」を「別表第1の1の2の(1)」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（営業施設について講ずべき措置の基準）

第12条の2 条例第9条第1項に規定する規則で定める基準は、別表第5のとおりとする。

別表第1の1を同表の1の2とし、同表の1の2の前に同表の1として次のように加える。

1 施設の全体に係る構造設備の基準

- (1) 施設の外壁、屋根等の外観の形状は、善良な風俗を害することがないように、かつ、施設の設置場所の周辺における環境に調和するものであること。
- (2) 給水設備は、宿泊者の需要を満たす給水能力を有し、施設の外部から汚染されない構造であること。
- (3) 排水設備には、適当な勾配を設けるとともに（機械排水設備を有する場合を除く。）、臭気の侵入を防止することができる排水トラップ、通気管等が設けられていること。
- (4) ねずみ、昆虫等の侵入を防止することができる次に定める設備が設けられていること。

ア 排水口、通気口等に設けるねずみの侵入を防止することができるロストル等

イ 施設の外部に開放される窓等（地上3階までに位置するものに限る。）に設ける昆虫等の侵入を防止することができる金網等

別表第1の3の(5)中「^う勾配」を「^ま勾配」に改める。

別表第2の1の(1)中「別表第1の1の(1)」を「別表第1の1の2の(1)」に改め、同表の1の(2)中「別表第1の1の(7)」を「別表第1の1の2の(7)」に改め、同表の1の(3)の^ア中「別表第1の1の(11)」を「別表第1の1の2の(11)」に改め、同表の1を同表の1の2とし、同表の1の2の前に同表の1として次のように加える。

1 施設の全体に係る構造設備の基準

別表第1の1の(1)から(4)までに掲げる基準に該当すること。

別表第3の1の(1)中「別表第1の1の(1)」を「別表第1の1の2の(1)」に改め、同表1の(3)の^ア中「別表第1の1の(11)のイ」を「別表第1の1の2の(11)のイ」に、「別表第2の1の(3)のイ」を「別表第2の1の2の(3)のイ」に改め、同表の1を同表の1の2とし、同表の1の2の前に同表の1として次のように加える。

1 施設の全体に係る構造設備の基準

別表第1の1の(1)から(4)までに掲げる基準に該当すること。

別表第4の1の(1)中「別表第1の1の(3)」を「別表第1の1の2の(3)」に、「別表第2の1の(3)のイ」を「別表第2の1の2の(3)のイ」に改め、同表の1の(5)中「別表第3の1の(2)のイ」を「別表第3の1の2の(2)のイ」に改め、同表の1の(6)中「別表第1の1の(11)のイ」を「別表第1の1の2の(11)のイ」に改め、同表の1を同表の1の2とし、同表の1の2の前に同表の1として次のように加える。

1 施設の全体に係る構造設備の基準

別表第1の1の(2)から(4)までに掲げる基準に該当すること。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第12条の2関係）

- 1 法第3条第2項の規定に基づき許可を受けた客室の定員を超えて宿泊させないこと。
- 2 機械換気設備及び照明設備は、適切に維持管理し、その機能を保つこと。
- 3 暖房又は冷房を行うときは、適当な温度及び湿度を保ち、かつ、有害ガス等による被害を防止する措置を講ずること。

- 4 寝具類は、常に清潔に保つこと。
- 5 布団カバー、敷布及び枕カバーは、1 宿泊者ごとに洗濯したものをを用いること。
- 6 浴衣その他の就寝用の衣類を備えるときは、1 宿泊者ごとに洗濯したものをを用いること。
- 7 タオル、くし、かみそり等を備えるときは、かみそりにあつては未使用のもの、その他のものにあつては未使用のもの又は消毒等がされ、清潔に保たれたものとする。
- 8 宿泊者が伝染性の病気にかかっていることが明らかになったときは、その宿泊者が使用した客室、寝具類及び器具類を消毒すること。
- 9 常に営業施設の内外を清掃し、ねずみ、昆虫等の駆除に努めること。
- 10 水は、原則として水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）を使用し、水道水以外の水を使用するときは、消毒し、毎年2回以上水質検査を受け、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。
- 11 浴室には、水及び摂氏38度以上の湯を供給すること。
- 12 浴槽は公衆浴場規則（昭和39年兵庫県規則第71号）別表の第1の4に掲げる基準に、循環ろ過装置を設ける場合は同表の第1の5に掲げる基準に、浴用の水及び湯（同表備考6に規定するものをいう。）は同表の第1の6の(1)に掲げる基準にそれぞれ適合するものであること。
- 13 宿泊しようとする者と必ず面接すること。

様式第1号（第3面）の部中

「

飲料水の供給設備	水道（上水道・簡易水道・専用水道・簡易専用水道・特設水道）・その他
----------	-----------------------------------

」

を

「

供 給 水	水道水・その他（ 飲用適 ・ 不適 ）
-------	---------------------

」

に改める。

第4条 旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部を次のように改正する。

別表第1の3の次に同表の3の2として次のように加える。

3の2 循環ろ過装置（公衆浴場規則（昭和39年兵庫県規則第71号）別表の第1の4に規定するものをいう。以下同じ。）及び貯湯槽（同表の第1の7に規定するものをいう。以下同じ。）の構造設備の基準
 循環ろ過装置を設ける場合における当該循環ろ過装置は公衆浴場規則別表の第1の5の(1)に掲げる基準に、貯湯槽を設ける場合における当該貯湯槽は同表の第1の7の(1)に掲げる基準にそれぞれ適合するものであること。

別表第2の3の次に同表の3の2として次のように加える。

3の2 循環ろ過装置及び貯湯槽の構造設備の基準
 別表第1の3の2に掲げる基準に該当すること。

別表第3の2の次に同表の2の2として次のように加える。

2の2 循環ろ過装置及び貯湯槽の構造設備の基準
 別表第1の3の2に掲げる基準に該当すること。

別表第4の2の次に同表の2の2として次のように加える。

2の2 循環ろ過装置及び貯湯槽の構造設備の基準
 別表第1の3の2に掲げる基準に該当すること。

別表第5の12中「（昭和39年兵庫県規則第71号）」を削り、「同表の第1の5」を「同表の第1の5の(2)」に、「それぞれ」を「、貯湯槽を設ける場合は同表の第1の7の(2)に掲げる基準にそれぞれ」に改める。

様式第1号（第3面）の部中

「

共同	洗面設備が設けられていない客室に係る定員	人
----	----------------------	---

」

用の 洗面 設備	階	階	階	階	階	計
	給水栓の個数	個	個	個	個	個

を
「

循環 ろ 過 装 置	循環ろ過装置の有無	有（機）・無				
	浴槽水の消毒方法	塩素系薬剤・その他（）				
	塩素系薬剤の 注入口又は投入口	適・不適		集毛器	適・不適	
	循環ろ過装置の配管と 打たせ湯及びシャワーの配管の接続	有・無				
貯湯槽の消毒方法		加温・塩素系薬剤				
共同 用の 洗面 設備	洗面設備が設けられていない客室に係る定員 人					
	階	階	階	階	階	計
	給水栓の個数	個	個	個	個	個

に改める。

（興行場規則の一部改正）

第5条 興行場規則（昭和59年兵庫県条例第77号）の一部を次のように改正する。

本則（第3条及び第6条を除く。）及び様式中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第3条を次のように改める。

（構造設備の基準）

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める興行場の設置の場所の基準は、排水が容易に行える場所であることとする。

2 条例第3条第1項に規定する規則で定める構造設備の基準は、別表第1のとおり（仮設又は既設の建物を使用して臨時に興行する興行場にあつては、同表の4、6及び8から11までを除く。）とする。

第6条を次のように改める。

（衛生措置の基準）

第6条 条例第8条に規定する規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

第7条第1号中「前条第1項及び第2項並びに同条第3項第2号及び第3号」を「別表第2の5から7まで、9及び11」に改め、同条第2号中「喫煙場、」を削る。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

- 1 ねずみ、昆虫等の侵入が防止され、清掃及び排水が容易に行える構造であること。
- 2 観覧場は、次に定める構造であること。
 - (1) 観覧場と舞台とが適切に区画されていること。
 - (2) 階上の観覧場の前端には、適切なりよげが設けられていること。
 - (3) 0.6メートル以上の幅員を有する通路が適切に設けられていること。
 - (4) いす席を設ける場合は、床に固定し、1人当たり0.45メートル以上の有効幅員があり、適切に区画されていること（いす背を設ける場合にあっては、前後の間隔は、0.9メートル以上であること。）。
 - (5) 立見席を設ける場合は、1人当たり0.3平方メートル以上の占用面積があり、手すり等で適切に区画されていること。
 - (6) 座席を設ける場合は、1人当たり0.33平方メートル以上の占用面積があり、適切に区画されていること。

こと。

- 3 たばこの煙が観覧場に流入しない構造であること。
- 4 次に定める構造を有する機械換気設備（便所その他の空気が汚染されやすい場所にあつては、専用の機械換気設備）が設けられていること。
 - (1) 観覧場にあつては床面積1平方メートル当たり1時間に60立方メートル以上の、ロビー、廊下その他の入場者の利用する場所にあつては床面積1平方メートル当たり1時間に15立方メートル以上の清浄な外気を供給できること。
 - (2) 観覧場のいす席、立見席又は座席における気流を0.5メートル毎秒以下に保つことができる給気口を有すること。
 - (3) 地下にある観覧場又は床面積が400平方メートル以上の観覧場にあつては、浮遊粉じんの量、温度及び湿度を調節する機能を有すること（やむを得ない場合にあつては、給気用送風機及び排気用送風機を備えていること。）。
- 5 有毒なガスが発生するおそれのある暖房設備が設けられていないこと。
- 6 観覧場にあつては床面から0.8メートルの高さにおいて100ルクス以上（床面において1.5ルクス以上）の、ロビー、廊下その他の入場者の利用する場所にあつては床面から1メートルの高さにおいて100ルクス以上の照度を有する照明設備が設けられていること。
- 7 適切に区画された場所に男女を区別して、水洗式（やむを得ない場合を除く。）で、流水式手洗設備を有する便所が設けられていること。
- 8 便所は、次に定める構造であること。
 - (1) 不浸透性の材料で作られた便器が設けられていること。
 - (2) 小便器は、1人当たり0.55メートル以上の幅があること。
 - (3) 便器は、次の表の左欄に掲げる入場者定員に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる個数以上設けられていること。

入場者定員	便器の個数
500人以下	3個に入場者定員が50人を超える部分が30人に達するごとに1個を加算した個数
501人から1,000人まで	18個に入場者定員が500人を超える部分が40人に達するごとに1個を加算した個数
1,001人から1,500人まで	30個に入場者定員が1,000人を超える部分が60人に達するごとに1個を加算した個数
1,501人から2,000人まで	38個に入場者定員が1,500人を超える部分が80人に達するごとに1個を加算した個数
2,001人から2,500人まで	44個に入場者定員が2,000人を超える部分が100人に達するごとに1個を加算した個数
2,501人以上	49個に入場者定員が2,500人を超える部分が120人に達するごとに1個を加算した個数

- (4) 男子用の便器及び女子用の便器の個数は、同数であること。ただし、興行の種類又は興行場の規模に応じて、男子用又は女子用の便器の個数の割合を適宜変えることができる。
- (5) 男子用の便所には、大便器が1個以上設けられていること。
- 9 清掃用具の保管場所が設けられていること。
- 10 適当な場所に不浸透性の材料で作られ、かつ、ごみ、汚液等が飛散又は流出しない構造を有するごみ箱が設けられていること。
- 11 野外にある興行場にあつては、適当な場所にごみの集積場及び飲料水の供給設備が設けられていること。

別表第2（第6条関係）

- 1 機械換気設備及び照明設備は、適切に維持管理すること。

- 2 観覧場の空気中の炭酸ガスの含有率は、100万分の1,500以下に保ち、そのいす席、立見席又は座席における気流は、0.5メートル毎秒以下に保つこと。
- 3 地下にある観覧場又は床面積が400平方メートル以上の観覧場にあつては、次の表の左欄に掲げる事項を、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合させること。

区分	基準
浮遊粉じんの量	空気1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下
温度	摂氏17度以上28度以下（冷房をする場合にあつては、外気との温度差を7度以内とすること。）
相対湿度	30パーセント以上80パーセント以下

- 4 入場者の利用する場所にあつては、別表第1の6に定める照度を保つこと。
- 5 2から4までの衛生措置にあつては、その基準の適合状況を6月に1回以上測定し、その測定記録を2年以上保存すること。
- 6 興行場は、常に清潔に保ち、ねずみ、昆虫等の発生の防除を6月に1回以上実施し、その実施記録を2年以上保存すること。
- 7 入場者の利用する場所にあつては、6月に1回以上消毒し、その実施記録を2年以上保存すること。
- 8 便所は、常に清潔に保ち、防臭を行うこと。
- 9 飲料水の供給設備は、常に清潔に保つこと。
- 10 便所の流水式手洗設備及び飲料水の供給設備において供給する水は、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）を原則とし、水道水以外の水を使用する場合は、消毒し、6月に1回以上水質検査を受け、飲用に適する旨を確認し、その検査記録を2年以上保存すること。
- 11 興行場には、救急薬品及び衛生材料を備えること。
- 12 興行場には、入場者を定員以上に入场させないこと。

様式第1号（第2面）の部中

喫煙場	面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	区画の方法				—
	専用の機械換気設備	有・無	有・無	有・無	—
	換気能力	m ³ /h	m ³ /h	m ³ /h	—

を

喫煙の可否	可・否	専用換気能力	m ³ /h
-------	-----	--------	-------------------

に改め、「喫煙場及び」を削り、

動力	KW/h	型式		換気能力	m ³ /h	測定孔	有・無
----	------	----	--	------	-------------------	-----	-----

を

動力	KW/h	型式		換気能力	m ³ /h
----	------	----	--	------	-------------------

に改め、同様式（第3面）の部中

「

流水式手洗設備	有・無	専用換気能力		m ³ /h	防虫設備	有・無
便器の材質		小便器の区画		有・無	幅員	m

」

を

「

流水式手洗設備及びその供給水	有・無 水道水・その他 (飲用適・不適)	専用換気能力		m ³ /h	防虫設備	有・無
便器の材質				小便器の幅員		m

」

に、

「

飲料水の供給設備	有 (箇所) ・ 無
----------	--------------

」

を

「

飲料水の供給設備及びその供給水	有 (箇所) ・ 無 水道水 ・ その他 (飲用適 ・ 不適)
-----------------	--

」

に改め、同様式（第4面）の部中添付書類6を添付書類7とし、添付書類5の次に次のように加える。

6 水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書の写し

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成26年4月1日から施行する。
(公衆浴場規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定による許可を受けている者が経営する公衆浴場及び当該許可の申請をしている者の当該申請に係る公衆浴場の循環ろ過装置(第2条の規定による改正後の公衆浴場規則別表の第1の4に規定する循環ろ過装置をいう。以下同じ。)又は貯湯槽(同表の第1の7に規定する貯湯槽をいう。)(同表の第1の5の(1)又は7の(1)に定める基準に適合しないものに限る。)について、同表の第1の5若しくは7又は同表の第2の8若しくは10に定める基準(措置にあっては構造上又は設備上これらの基準に適合させる措置を講ずることができないものに限る。)は、当該循環ろ過装置又は貯湯槽の構造設備が変更されるまでの間は、なお従前の例による。
(旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定による許可を受けている者が営業する営業施設及び当該許可の申請をしている者の当該申請に係る営業施設の循環ろ過装置又は貯湯槽(第4条の規定による改正後の旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則(以下「改正後の旅館規則」という。)別表第1の3の2、別表第2の3の2、別表第3の2の2及び別表第4の2の2に定める構造設備の基準に適合しないものに限る。)について、改正後の旅館規則別表第1の3の2、別表第2の3の2、別表第3の2の2、別表第4の2の2又は別表第5の12に定める基準(措置にあっては構造上又は設備上これらの基準に適合させる措置を講ずることができないものに限る。)は、当該循環ろ過装置又は貯湯槽の構造設備が変更されるまでの間は、なお従前の例による。